

組合ごみ処理施設から生じる焼却灰中の放射性物質分析結果

【放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく分析結果】

分析機関：エヌエス環境株式会社 東北支社

試料採取年月日：平成 25 年 4 月 26 日（角田衛生センター）

平成 25 年 4 月 25 日（大河原衛生センター）

試料採取及び分析方法等：放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく

単位：Bq/kg

施設名	埋立処分基準値	焼却灰		
		放射性セシウム 134 (検出下限値)	放射性セシウム 137 (検出下限値)	放射性セシウム合計
角田衛生センター第二事業所	8,000 以下	250 (18)	540 (14)	790
大河原衛生センター	8,000 以下	450 (27)	970 (25)	1420

- <備考>
- 1 角田衛生センター第二事業所は、施設の構造上、主灰と飛灰が混合された状態で排出されます。
 - 2 大河原衛生センターは、施設の構造上、飛灰のみ排出されます。
 - 3 主灰とは、燃やしたごみの燃え殻のことで、焼却炉の底から排出されます。
 - 4 飛灰とは、ろ過式集じん器等で捕集した排ガスに含まれるダスト（ばいじん）をいいます。

組合ごみ処理施設から生じる焼却灰中の放射性物質分析結果

【放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく分析結果】

分析機関：エヌエス環境株式会社 東北支社

試料採取年月日：平成 25 年 5 月 30 日（角田衛生センター）

平成 25 年 5 月 23 日（大河原衛生センター）

試料採取及び分析方法等：放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく

単位：Bq/kg

施設名	埋立処分基準値	焼却灰		
		放射性セシウム 134 (検出下限値)	放射性セシウム 137 (検出下限値)	放射性セシウム合計
角田衛生センター第二事業所	8,000 以下	300 (16)	630 (14)	930
大河原衛生センター	8,000 以下	660 (28)	1300 (23)	1960

- <備考>
- 1 角田衛生センター第二事業所は、施設の構造上、主灰と飛灰が混合された状態で排出されます。
 - 2 大河原衛生センターは、施設の構造上、飛灰のみ排出されます。
 - 3 主灰とは、燃やしたごみの燃え殻のことで、焼却炉の底から排出されます。
 - 4 飛灰とは、ろ過式集じん器等で捕集した排ガスに含まれるダスト（ばいじん）をいいます。

組合ごみ処理施設から生じる焼却灰中の放射性物質分析結果

【放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく分析結果】

分析機関：エヌエス環境株式会社 東北支社

試料採取年月日：平成 25 年 6 月 10 日（角田衛生センター）

平成 25 年 6 月 21 日（大河原衛生センター）

試料採取及び分析方法等：放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく

単位：Bq/kg

施設名	埋立処分基準値	焼却灰		
		放射性セシウム 134 (検出下限値)	放射性セシウム 137 (検出下限値)	放射性セシウム合計
角田衛生センター第二事業所	8,000 以下	250 (16)	560 (13)	810
大河原衛生センター	8,000 以下	580 (27)	1200 (22)	1780

- <備考>
- 1 角田衛生センター第二事業所は、施設の構造上、主灰と飛灰が混合された状態で排出されます。
 - 2 大河原衛生センターは、施設の構造上、飛灰のみ排出されます。
 - 3 主灰とは、燃やしたごみの燃え殻のことで、焼却炉の底から排出されます。
 - 4 飛灰とは、ろ過式集じん器等で捕集した排ガスに含まれるダスト（ばいじん）をいいます。

組合ごみ処理施設から生じる焼却灰中の放射性物質分析結果

【放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく分析結果】

分析機関：エヌエス環境株式会社 東北支社

試料採取年月日：平成 25 年 7 月 16 日（角田衛生センター）

平成 25 年 7 月 5 日（大河原衛生センター）

試料採取及び分析方法等：放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく

単位：Bq/kg

施設名	埋立処分基準値	焼却灰		
		放射性セシウム 134 (検出下限値)	放射性セシウム 137 (検出下限値)	放射性セシウム合計
角田衛生センター第二事業所	8,000 以下	210 (16)	440 (15)	650
大河原衛生センター	8,000 以下	410 (24)	920 (19)	1,330

- <備考>
- 1 角田衛生センター第二事業所は、施設の構造上、主灰と飛灰が混合された状態で排出されます。
 - 2 大河原衛生センターは、施設の構造上、飛灰のみ排出されます。
 - 3 主灰とは、燃やしたごみの燃え殻のことで、焼却炉の底から排出されます。
 - 4 飛灰とは、ろ過式集じん器等で捕集した排ガスに含まれるダスト（ばいじん）をいいます。

組合ごみ処理施設から生じる焼却灰中の放射性物質分析結果

【放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく分析結果】

分析機関：エヌエス環境株式会社 東北支社

試料採取年月日：平成 25 年 8 月 16 日（角田衛生センター）

平成 25 年 8 月 22 日 23 日 28 日 30 日（大河原衛生センター）

試料採取及び分析方法等：放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく

単位：Bq/kg

施設名	埋立処分基準値	焼却灰		
		放射性 セシウム 134 (検出下限値)	放射性 セシウム 137 (検出下限値)	放射性 セシウム合計
角田衛生センター第二事業所	8,000 以下	140 (15)	330 (14)	470
大河原衛生センター	8,000 以下	330 (21)	760 (18)	1,090

- <備考>
- 1 角田衛生センター第二事業所は、施設の構造上、主灰と飛灰が混合された状態で排出されます。
 - 2 大河原衛生センターは、施設の構造上、飛灰のみ排出されます。
 - 3 主灰とは、燃やしたごみの燃え殻のことで、焼却炉の底から排出されます。
 - 4 飛灰とは、ろ過式集じん器等で捕集した排ガスに含まれるダスト（ばいじん）をいいます。

組合ごみ処理施設から生じる焼却灰中の放射性物質分析結果

【放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく分析結果】

分析機関：エヌエス環境株式会社 東北支社

試料採取年月日：平成 25 年 9 月 6 日 13 日 20 日 27 日（角田衛生センター）

平成 25 年 9 月 4 日 12 日 18 日 30 日（大河原衛生センター）

試料採取及び分析方法等：放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく

単位：Bq/kg

施設名	埋立処分基準値	焼却灰		
		放射性 セシウム 134 (検出下限値)	放射性 セシウム 137 (検出下限値)	放射性 セシウム合計
角田衛生センター第二事業所	8,000 以下	220 (12)	490 (12)	710
大河原衛生センター	8,000 以下	240 (20)	590 (19)	830

- <備考>
- 1 角田衛生センター第二事業所は、施設の構造上、主灰と飛灰が混合された状態で排出されます。
 - 2 大河原衛生センターは、施設の構造上、飛灰のみ排出されます。
 - 3 主灰とは、燃やしたごみの燃え殻のことで、焼却炉の底から排出されます。
 - 4 飛灰とは、ろ過式集じん器等で捕集した排ガスに含まれるダスト（ばいじん）をいいます。

組合ごみ処理施設から生じる焼却灰中の放射性物質分析結果

【放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく分析結果】

分析機関：エヌエス環境株式会社 東北支社

試料採取年月日：平成 25 年 10 月 4 日 11 日 18 日 25 日（角田衛生センター）

平成 25 年 10 月 2 日 9 日 16 日 23 日（大河原衛生センター）

試料採取及び分析方法等：放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく

単位：Bq/kg

施設名	埋立処分基準値	焼却灰		
		放射性 セシウム 134 (検出下限値)	放射性 セシウム 137 (検出下限値)	放射性 セシウム合計
角田衛生センター第二事業所	8,000 以下	160 (13)	410 (16)	570
大河原衛生センター	8,000 以下	270 (21)	730 (17)	1,000

- <備考>
- 1 角田衛生センター第二事業所は、施設の構造上、主灰と飛灰が混合された状態で排出されます。
 - 2 大河原衛生センターは、施設の構造上、飛灰のみ排出されます。
 - 3 主灰とは、燃やしたごみの燃え殻のことで、焼却炉の底から排出されます。
 - 4 飛灰とは、ろ過式集じん器等で捕集した排ガスに含まれるダスト（ばいじん）をいいます。

組合ごみ処理施設から生じる焼却灰中の放射性物質分析結果

【放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく分析結果】

分析機関：エヌエス環境株式会社 東北支社

試料採取年月日：平成 25 年 11 月 8 日 15 日 22 日 29 日（角田衛生センター）

平成 25 年 11 月 6 日 13 日 20 日 29 日（大河原衛生センター）

試料採取及び分析方法等：放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく

単位：Bq/kg

施設名	埋立処分基準値	焼却灰		
		放射性 セシウム 134 (検出下限値)	放射性 セシウム 137 (検出下限値)	放射性 セシウム合計
角田衛生センター第二事業所	8,000 以下	130 (13)	290 (11)	420
大河原衛生センター	8,000 以下	270 (20)	660 (16)	930

- <備考>
- 1 角田衛生センター第二事業所は、施設の構造上、主灰と飛灰が混合された状態で排出されます。
 - 2 大河原衛生センターは、施設の構造上、飛灰のみ排出されます。
 - 3 主灰とは、燃やしたごみの燃え殻のことで、焼却炉の底から排出されます。
 - 4 飛灰とは、ろ過式集じん器等で捕集した排ガスに含まれるダスト（ばいじん）をいいます。

組合ごみ処理施設から生じる焼却灰中の放射性物質分析結果

【放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく分析結果】

分析機関：エヌエス環境株式会社 東北支社

試料採取年月日：平成 25 年 12 月 6 日 13 日 20 日 27 日（角田衛生センター）

平成 25 年 12 月 4 日 11 日 18 日 30 日（大河原衛生センター）

試料採取及び分析方法等：放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく

単位：Bq/kg

施設名	埋立処分基準値	焼却灰		
		放射性 セシウム 134 (検出下限値)	放射性 セシウム 137 (検出下限値)	放射性 セシウム合計
角田衛生センター第二事業所	8,000 以下	130 (15)	340 (13)	470
大河原衛生センター	8,000 以下	220 (20)	560 (17)	780

- <備考>
- 1 角田衛生センター第二事業所は、施設の構造上、主灰と飛灰が混合された状態で排出されます。
 - 2 大河原衛生センターは、施設の構造上、飛灰のみ排出されます。
 - 3 主灰とは、燃やしたごみの燃え殻のことで、焼却炉の底から排出されます。
 - 4 飛灰とは、ろ過式集じん器等で捕集した排ガスに含まれるダスト（ばいじん）をいいます。

組合ごみ処理施設から生じる焼却灰中の放射性物質分析結果

【放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく分析結果】

分析機関：エヌエス環境株式会社 東北支社

試料採取年月日：平成 26 年 1 月 10 日 17 日 24 日 31 日（角田衛生センター）

平成 26 年 1 月 8 日 15 日 22 日 29 日（大河原衛生センター）

試料採取及び分析方法等：放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく

単位：Bq/kg

施設名	埋立処分基準値	焼却灰		
		放射性 セシウム 134 (検出下限値)	放射性 セシウム 137 (検出下限値)	放射性 セシウム合計
角田衛生センター第二事業所	8,000 以下	64 (14)	160 (11)	224
大河原衛生センター	8,000 以下	130 (22)	340 (15)	470

- <備考>
- 1 角田衛生センター第二事業所は、施設の構造上、主灰と飛灰が混合された状態で排出されます。
 - 2 大河原衛生センターは、施設の構造上、飛灰のみ排出されます。
 - 3 主灰とは、燃やしたごみの燃え殻のことで、焼却炉の底から排出されます。
 - 4 飛灰とは、ろ過式集じん器等で捕集した排ガスに含まれるダスト（ばいじん）をいいます。

組合ごみ処理施設から生じる焼却灰中の放射性物質分析結果

【放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく分析結果】

分析機関：エヌエス環境株式会社 東北支社

試料採取年月日：平成 26 年 2 月 3 日 7 日 25 日 28 日（角田衛生センター）

平成 26 年 2 月 5 日 12 日 19 日 28 日（大河原衛生センター）

試料採取及び分析方法等：放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく

単位：Bq/kg

施設名	埋立処分基準値	焼却灰		
		放射性セシウム 134 (検出下限値)	放射性セシウム 137 (検出下限値)	放射性セシウム合計
角田衛生センター第二事業所	8,000 以下	86 (14)	220 (11)	306
大河原衛生センター	8,000 以下	96 (14)	240 (15)	336

- <備考>
- 1 角田衛生センター第二事業所は、施設の構造上、主灰と飛灰が混合された状態で排出されます。
 - 2 大河原衛生センターは、施設の構造上、飛灰のみ排出されます。
 - 3 主灰とは、燃やしたごみの燃え殻のことで、焼却炉の底から排出されます。
 - 4 飛灰とは、ろ過式集じん器等で捕集した排ガスに含まれるダスト（ばいじん）をいいます。

組合ごみ処理施設から生じる焼却灰中の放射性物質分析結果

【放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく分析結果】

分析機関：エヌエス環境株式会社 東北支社

試料採取年月日：平成 26 年 3 月 4 日 6 日 7 日 10 日（角田衛生センター）

平成 26 年 3 月 5 日 6 日 7 日 10 日（大河原衛生センター）

試料採取及び分析方法等：放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく

単位：Bq/kg

施設名	埋立処分基準値	焼却灰		
		放射性 セシウム 134 (検出下限値)	放射性 セシウム 137 (検出下限値)	放射性 セシウム合計
角田衛生センター第二事業所	8,000 以下	58 (12)	150 (12)	208
大河原衛生センター	8,000 以下	130 (20)	320 (13)	450

- <備考>
- 1 角田衛生センター第二事業所は、施設の構造上、主灰と飛灰が混合された状態で排出されます。
 - 2 大河原衛生センターは、施設の構造上、飛灰のみ排出されます。
 - 3 主灰とは、燃やしたごみの燃え殻のことで、焼却炉の底から排出されます。
 - 4 飛灰とは、ろ過式集じん器等で捕集した排ガスに含まれるダスト（ばいじん）をいいます。